



2018年12月21日

各 位

会社名 : 株式会社UKCホールディングス
(コード: 3156 東証第一部)
代表者名: 代表取締役社長 栗田 伸樹
問合せ先: 常務執行役員
IR部部长 大澤 剛
(TEL: 03-3491-6575)

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、2018年10月23日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にてお知らせいたしました通り、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

その後、2018年11月8日に、課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官へ提出いたしました。これを受けて、審判官から金融商品取引法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、2018年12月20日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額18百万円及び納付期限を2019年2月21日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、当社の2019年3月期の連結業績予想に影響ございません。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令について真摯に受け止めており、2018年7月4日付で東京証券取引所に提出した本件に係る「改善状況報告書」中の再発防止に向けた改善措置を実行しておりますが、引き続き真摯に再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

以上